岩手県告示第148号

港湾法 (昭和25年法律第218号) 第3条の3第1項の規定により定めた釜石港港湾計画を次のとおり変更した。 平成30年2月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 港湾計画の変更の概要

(1) 土地利用計画

土地利用形態の変更に対応し、土地利用計画を次のとおり変更する。

単位:ヘクタール

| 用 途 地区名 | ふ頭用地 | 港湾関連用地 | 工業用地 | 交通機能用地 | 緑地 | 合 計 |
|--------------|------|--------|------|--------|-----|------|
| 須恕 ₩▽ | (14) | (3) | (29) | (2) | (2) | (50) |
| 須賀地区 | 14 | 3 | 29 | 2 | 5 | 53 |

| 既定計画 単位: ヘクタール | | | | | | | | |
|----------------|------|--------|------|--------|-----|------|--|--|
| 用 途 地区名 | ふ頭用地 | 港湾関連用地 | 工業用地 | 交通機能用地 | 緑地 | 合 計 | | |
| 須賀地区 | (14) | (3) | (31) | (2) | (2) | (51) | | |
| 次貝地区 | 14 | 3 | 31 | 2 | 2 | 51 | | |

- 注1 括弧内は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画の内数 を示す。
 - 2 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。
 - 3 今回の変更に係る地区のみ記述した。

(2) その他重要事項

港湾及び港湾に隣接する地域の災害の防止を図るため、災害を防止するための主要な施設について、次のとおり計画する。 津波災害防止施設

須賀地区 避難路 3.1~クタール

2 変更後の港湾計画の縦覧の場所 岩手県県土整備部港湾課及び沿岸広域振興局土木部